

劇場等における留意事項

公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」をよく読んで、感染防止を徹底してください。主な内容は以下のとおりです。

■施設管理者が講ずる対策

①リスク評価

- ・施設の構造、規模等を考慮し、各施設における接触感染、飛沫感染及び集客施設としてのリスク評価を行う。

②施設内各所における対応

- ・ドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の十分な換気を行う。
- ・施設入口等に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・チケット販売等、対面に対応する窓口にはアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、従事者はマスクを着用する。
- ・施設内で行列ができる場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔をあけて整列する。
- ・ロビー、休憩スペースにおいて、対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等で促す。
- ・施設の管理・運営を行う従事者は、マスク着用や手指消毒を徹底し、感染防止に努める。

■公演主催者が講ずる対策

①事前の対策

- ・公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫を導入する。
- ・来場時のマスク着用、手洗い・手指消毒及び社会的距離の確保の徹底を事前に周知する。
また、感染が疑われる症状がある場合は、来場を控えるよう周知する。
- ・公演ごとに来場者の氏名及び緊急連絡先を把握する方法を確定する。（公演後に名簿を作成する。）
また、感染者が発生した場合など、必要に応じて来場者の情報を保健所等の公的機関に提供することを事前に周知する。

②当日の対策

- ・公演会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔をあけて整列する。
- ・来場者の検温を実施する。
- ・余裕を持った入退場時間を設定し、ゾーンごとに時間差での入退場を実施する等の工夫を行う。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置にする。

③公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・関係者の検温を実施するなど、体調管理を行う。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。

～参考～

【ガイドライン】

公益社団法人全国公立文化施設協会

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0525covid_19.pdf

【通知】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日）

【概要】 イベント開催制限の段階的緩和の目安など（*当面、参加者は100人または収容率50%（屋外200人）（どちらか小さい方を限度）。段階的に緩和。）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

